

相続税申告報酬規程

(令和7年版)

1. 基本報酬

(財産評価報酬、申告書作成報酬、税務代理報酬、現地確認日当を含む)

○財産額に基づく報酬です。

(単位：円)

遺産の総額 (課税価格の特例適用前、債務控除前)	報酬(税別)
5千万円未満	300,000
5千万円以上7千万円未満	500,000
7千万円以上1億円未満	700,000
1億円以上1億5千万円未満	900,000
1億5千万円以上2億円未満	1,000,000
2億円以上3億円未満	1,500,000
3億円以上5億円未満	2,000,000
5億円以上	別途お見積り

※相続人が複数の場合には、1人増す毎に上記報酬の10%相当額を加算するものとします。

2. 量的加算報酬

○土地及び非上場自株式の評価件数に対する量的な報酬です。

(単位：円)

1) 土地 (法人所有土地がある場合、その土地も1件とカウントします。)	報酬(税別)
1利用区分につき	50,000
2) 非上場株式 (子会社が有る場合、子会社株式も1件とカウントします。)	報酬(税別)
1社につき	100,000

3. 複雑加算報酬

特に調査・研究を必要とする場合、財産債務の調査・整理が複雑な場合、評価が複雑な場合、特例の適用判断が複雑な場合、遺産分割が複雑な場合は別途報酬が必要となる場合があります。

4. その他

- ◆相続税評価を行ったことにより相続税の申告義務が無いことが判明した場合は、10万円（税抜）を頂戴させて頂きます。
- ◆延納・物納、納税猶予の申請を行う際の報酬は別途かかります。
- ◆税務調査についての報酬は別途かかります。
- ◆遠隔地（首都圏以外）の場合で現地調査が必要な場合には、交通費・宿泊費が別途かかります。
- ◆相続税申告期限の3ヶ月以内にご契約いただいた場合の報酬は、短期作業となるため上記報酬額の2割増となります。
- ◆弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、測量士等の報酬は別途かかります。